

# 平成18年度より

## 町補助金制度が変わります

本町の補助金制度につきまして、昨年10月に町長の諮問機関である行政改革推進委員会より提出された「団体補助金制度の見直しについて」の答申を受け、見直し作業を進めてきました。ここで見直し基準がまとまりましたので、概要についてお知らせします。

### 一・補助金の現状と課題

町では、持続可能な行財政運営を目指して財政健全化計画を策定しましたが、その内容は行財政の全般にわたり抜本的な構造改革を要する厳しい内容となっています。

補助金制度についても、①補助の長期化による既得権化で公平性が失われ、社会情勢の変化に応じた見直しが図りにくい②交付される団体等の自立化を阻害している③事業効果の検証があいまいになっている、等の弊害が指摘されてきました。したがって、新たに補助金等の見直し基準を定め、補助事業の適正化を進めることになりました。

### 二・補助金交付の見直し方法

(一) 補助金交付基準の設置  
既存の補助事業は原則廃止とし、社会需要や公益性を重視した新たな補助金交付基準を創設し、対象事業や対象経費を明確にします。

また、原則として補助期間の終期を3年と設定します。さらに

(二) 補助対象事業区分の設置  
補助の対象となる具体的な事業区分を設定します。【別表2】

(三) 補助金査定基準の設置  
事業により3年を超えて継続する必要がある場合には、補助期間の終了時点で査定基準に基

に、公平性を確保して活動意欲のある団体等の育成を図るため、法令等で定めのあるものや町長が特に必要と認めるものを除き、原則として補助事業は公募によるものとし、【別表1】

づき、事業継続や廃止の判定を適用します。

(四) 手続きの明確化  
公募をする補助事業は広報等でお知らせし、事業の採択は別に設置する審査会により決定のうえ公表します。

(五) 指導監査体制の強化  
補助金の運用状況について、必要に応じて指導監査を実施します。

### 三・交付金

### ●補助事業の公募について

来年度の補助金につきまして、10月号の広報で具体的な募集要領をお知らせする予定です。

なお、現在補助を受けている団体等につきましては、各所管課にご相談ください。

### ◎問い合わせ

財政課 ☎内線215

交付金についても見直しを行います。

別表1 補助金交付基準

区分	項目	内容
1 基本的事項等	(1)公益性/公平性	①町行政の範囲内と認められ、公益上必要性が高く、その効果が広く町民に及び、特定の個人や団体のみの利益に供することがないもの。
	(2)社会的需要度	①総合計画等により町の重要課題として位置づけられ、行政の支援により事業推進を図ることが妥当であると認められるもの。 ②補助金交付による事業効果が認められること。
	(3)公正性	①当該団体等の運営、会計及び補助金の使途が適切であること。 ・帳簿類が整備され、会計監査が正しく行われていること。 ・公共の福祉に反する活動等のおそれがないこと。 ②当該事業内容が団体等の設置趣旨と合致していること。 ③事業目的、計画、実施体制が明確化されていること。
2 対象経費・補助率等	(1)補助対象から除外する経費	①団体等の運営経費で、設立後3年を経過しているもの。 ②以下に係る経費 ・飲食費 ・交際費 ・慶弔費 ・懇親を主な目的とする経費 ・県外への研修経費(町長が特に必要と認めたものは除く) ・積立金 ・備品購入費(町長が特に必要と認めたものは除く) ・その他、公費により補助すべき範囲を超えていると認められるもの。
	(2)補助率、補助単価	①補助金の補助率は、原則として対象経費の1/2以内とする。 ②上記にかかわらず、当該事業の公益性が極めて高く、町長が特に必要と認める場合や、法令又は国県制度によるものはこの限りではない。また、具体的な補助額は町の財政状況を勘案し、年度毎に予算の範囲内で定める。
3	補助期間	①町単独補助事業は3年以内を原則とする。 ②法令や国県制度に基づくものは、制度の終了に伴い終了する。

別表2 補助対象事業区分

事業区分	主な項目
1 安全対策事業	防災、防犯、交通安全、消費生活 等
2 福祉対策事業	子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉、地域福祉 等
3 健康づくり事業	保健、医療 等
4 交流対策事業	コミュニティ活動、市民活動、情報化 等
5 自然環境事業	自然保護、環境保全、環境美化 等
6 生涯学習事業	生涯学習、人権、男女共同参画 等
7 文化スポーツ活動事業	文化活動、文化財保全、スポーツ・レクリエーション 等
8 まちづくり事業	まちづくり、景観形成、生活交通 等
9 地域活性化事業	産業振興、観光振興 等
10 次世代育成事業	青少年健全育成、学校教育、幼児教育 等